

第 28 回伊達市都市計画審議会

日 時 令和 5 年 7 月 6 日（木） 14 時 25 分～15 時 00 分
場 所 伊達市役所本庁舎 東棟 3 階 庁議室
出 席 者 10 名（奥村誠委員、益子 公司委員、清野直人委員、石津伸一委員、
菅野喜明委員、大條一郎委員、佐藤実委員、高野順子委員、
柳沼敦子委員、横山健一委員）
欠 席 者 5 名
議 事 報告第 1 号「第 27 回都市計画審議会議案の処理経過について」
議案第 1 号「県北都市計画用途地域の変更について」

14 : 25 開始

<p>【開会まで】 建設部理事兼都 市整備対策政策 監</p> <p>【新任委員あい さつ】 益子委員</p>	<p>それでは、定刻より若干早いですが皆様お揃いのようなので、只今より第 28 回伊達市都市計画審議会を始めさせていただきます。</p> <p>私は、開会までの進行を務めます伊達市建設部理事兼都市整備対策政策監の高橋と申します。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>初めに、配布資料の確認をさせていただきます。お手元のファイルに、次第、名簿、座席表、報告第 1 号、議案第 1 号が綴られておりますので、不備等ございましたら、事務局までご連絡いただければと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>次に、新任委員の紹介に移ります。</p> <p>この度の人事異動により、名簿 2 番 公益財団法人福島県下水道公社 理事長 益子 公司（マスコ コウジ）委員、名簿 12 番 伊達警察署 署長 本望 讓（ホンモウ ジョウ）委員が新たに就任しておりますこと、ご報告させていただきます。</p> <p>それでは、本日出席いただいております益子 公司委員からごあいさついただきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>4 月から福島県下水道公社の理事長として参りました益子 公司と申</p>
---	--

<p>建設部理事兼都市整備対策政策監</p>	<p>します。3月までは（福島）県の土木部におりました。少しでも伊達市のまちづくりの発展に寄与したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>どうぞ、よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、委員の皆様のお出席状況の報告でございます。</p> <p>本日、名簿番号3番の渡邊委員、名簿番号8番の安藤委員、名簿番号9番の高橋委員、名簿番号11番の佐藤委員、名簿番号12番の本望委員が欠席でございます。</p> <p>15名の委員のうち10名の方がお揃いですので、伊達市都市計画審議会条例第6条の規定によりまして、本審議会が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。</p> <p>それでは、ここからの進行について、伊達市都市計画審議会会議運営規則第4条の規定により、審議会の会長が議長を務めることとなっております。</p> <p>それでは、奥村会長よろしくお願ひします。</p>
<p>【開会】 奥村議長</p>	<p>奥村でございます。</p> <p>本日も活発な審議のほど、よろしくお願ひいたします。それでは、これより第28回伊達市都市計画審議会を開会いたします。</p>
<p>【職務代理者の指名】 奥村議長</p>	<p>議事に入る前に、先ほど事務局からも報告がありましたが、今まで職務代理者を務めていただいております、杉 明彦（スギ アキヒコ）委員が、この度の人事異動で退任されたため、その後任で都市計画事情にも精通しております、公益財団法人福島県下水道公社理事長の益子 益子委員に参加いただいておりますので、新たに職務代理者に指名いたします。</p> <p>益子委員、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>益子委員</p> <p>【議事録署名人の指名】</p>	<p>（益子委員、了承）</p>

奥村議長	<p>続きまして、伊達市都市計画審議会会議運営規則第 13 条第 2 項に基づき、議事録署名人の指名をします。毎回名簿の順番でお願いしておりましたが、今回は、名簿番号 13 番 高野委員と名簿番号 14 番 柳沼委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
高野委員	(承諾)
柳沼委員	(承諾)
奥村議長	<p>また、伊達市都市計画審議会会議運営規則第 12 条に本会議の非公開について記載がありますので、会議は非公開といたしますが、議事録については、市のホームページ等にて公開したいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし、との声あり)</p>
奥村議長	はい、ありがとうございます。それでは、会議は非公開といたします。
【報 告】	
奥村議長	<p>それでは、次第の 3 報告に入りたいと思います。</p> <p>報告第 1 号「第 27 回都市計画審議会議案の処理経過について」の説明を事務局に求めます。</p>
事務局（課長）	はい、議長。
奥村議長	どうぞ。
事務局（課長）	<p>それでは、報告第 1 号「第 27 回都市計画審議会議案の処理経過について」私、都市整備課長の齋藤がご説明申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>座って説明させていただきます。</p> <p>お配りしております資料「第 27 回都市計画審議会議案の処理経過について」をご覧ください。前方のスクリーンにも、前回の審議案件の総括図や計画図を映しますので、あわせて、ご確認いただければと存じます。</p> <p>前回の審議会において「議案第 1 号」としてご審議いただきました伊達地域の「県北都市計画下水道の変更について」でございますが、令和</p>

<p>奥村議長</p>	<p>4年7月20日付けで都市計画決定の告示を行いました。</p> <p>また、令和4年7月29日に下水道の事業認可についての公告があり、今後整備を進めていく予定となっております。</p> <p>事務局からの、報告第1号の説明は、以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。ただ今、事務局より報告のありました内容について、ご質問等ございましたら、お伺いしたいと思います。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>【議 事】</p> <p>奥村議長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>次に、次第の4 議事に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号「県北都市計画用途地域の変更について」の説明を事務局からお願いいたします。</p>
<p>事務局（課長）</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>奥村議長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>事務局（課長）</p>	<p>それでは、議案第1号「県北都市計画用途地域の変更について」ご説明申し上げます。</p> <p>今回、ご説明にあたり、事前に資料をお送りしておりますので、内容等についてはポイントを抜粋して説明をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料の「議案第1号」と見出しのあるページをお開きください。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、1ページの「1. 計画書」でございます。</p> <p>現在、福島県の県北都市計画区域区分の見直しの手続きが同時期に行われております。</p> <p>その中で、本市、保原町大泉道城場地区について、既に住宅や特別支援学校が立地し、さらに認定こども園の整備も進められていることから、県では、既に市街地整備が完了した地区であることから、市街化区域編入の手続きが行われており、先月、6月13日に福島県都市計画審議会が開催され、原案のとおり了承する旨で答申されております。</p> <p>本市においては、その市街化区域に編入される3.5haについて、隣接</p>

事務局（課長）	<p>する市街化区域との一体的な用途地域に位置付け、第一種住居地域に設定するものです。</p> <p>3 ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、都市計画の変更に係る土地の区域でございます。</p> <p>新たに都市計画に含まれる土地の区域は、第一種住居地域として、伊達市保原町大泉のうち字道城場及び字大館の各一部の区域となります。</p> <p>次のページ、4 ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、用途地域決定基準となります。</p> <p>用途地域の決定基準は、福島県土木部都市計画課が策定した都市計画用途地域設定基準を準用しています。</p> <p>準用している用途地域区分について、ページ飛びまして6 ページをお開きください。</p> <p>表 1-4-1 (2) 土地利用、建物用途による用途地域区分を参考に、隣接する既成市街地が、住居の環境を保護するために定める地域となる第一種住居地域であることから、一体的な用途地域として、第一種住居地域としております。</p> <p>ページ飛びまして、9 ページをご覧ください。</p> <p>こちらは本市の上位計画である伊達市都市計画マスタープランに記載されております、保原地域まちづくりの方針図でございます。</p> <p>今回、用途地域を設定させていただく地域は中心市街の住宅地ゾーンに隣接しております。</p> <p>次の 10 ページから 15 ページまでには、6 用途地域決定資料として、目標年次、人口の想定とその根拠、各用途地域の所要面積、土地利用計画の基本方針、7 都市計画変更の経緯に関する資料となりますので、説明は省略いたします。後ほどご確認をお願いします。</p> <p>続いて、計画書の後ろに添付されています図面の 1 枚目の総括図をご覧ください。</p> <p>図面中央の赤枠で黄色に着色されておりますところが、今回用途地域の設定を行う区域になります。</p> <p>次のページに、総括図を拡大した計画図を添付していますのでご覧ください。</p> <p>総括図同様、赤枠で囲まれたところが、用途地域の設定を行う区域であり、第一種住居地域、建ぺい率が 60%、容積率が 200%となります。</p> <p>なお、図中、青色の斜線部分は大泉道城場地区計画の区域であり、地区計画の制限については継続いたします。</p> <p>次の図面、建物用途別現況図をご覧ください。</p>
---------	---

事務局（課長）	<p>こちらの図面は、現在の住宅等、建物の立地状況を示しております。黄色が地区計画によって整備された住宅、緑色が特別支援学校（県立だて支援学校）を表しています。</p> <p>図面5枚飛びまして新旧対象図をご覧ください。</p> <p>左側が用途地域設定以前、右側が用途地域設定後の区域図になります。</p> <p>次の図面、字界図をご覧ください。</p> <p>ご覧の通り、左側が字道城場、右側が字大館になります。</p> <p>最後に、本市の県北都市計画用途地域の変更に係る、法手続き等の状況でございますが、今年、4月26日から5月12日までの2週間、公聴会の公告と素案の縦覧を実施しましたが、意見書の提出や公述人の申し出はなかったことから公聴会の開催は行いませんでした。別途、地元住宅居住者を対象とした説明会を開催しております。</p> <p>その後、6月16日から6月29日までの2週間、案の公告及び縦覧を行いました。意見書等の提出がなかったことを報告いたします。</p> <p>以上で、説明は終わりとなります。よろしくお願いたします。</p>
奥村議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>今回の審議会につきましても、会議の効率化を図るために、議案について、事前に各委員より質問をいただいております。</p> <p>提出された質問について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（課長）	<p>はい、議長。</p>
奥村議長	<p>どうぞ。</p>
事務局（課長）	<p>それでは、委員の皆様から提出された質問について、ご説明いたします。</p> <p>ナンバー1、大條 一郎委員から質問をいただいております。「東根川の溢流についての水害対策について」という質問になります。</p> <p>回答ですが東根川は福島県管理の河川になっております。県に確認したところ、保原町大泉道城場周辺については、現在、暫定河川改修断面であると伺っております。以上となります。よろしくお願いたします。</p>
奥村議長	<p>はい、ありがとうございます。</p>

奥村議長	<p>ただ今、事務局より質問について説明がありましたが、その他、本議案等にご質問がございましたら、お伺いをしたいと思います。</p> <p>何かございませんか。</p>
柳沼委員	はい。
奥村議長	どうぞ。
柳沼委員	言葉が分からなくて教えていただきたいのですが、改修断面の断面とは何ですか。
奥村議長	事務局からご説明をお願いします。
事務局（課長）	<p>河川の両脇に堤防がありまして、その堤防から川の方に向かって低くなっていきます。そして、一番下が河川の流れているところになるのですが、この両端の堤防の間の台形状になっているところが河川断面といわれるところになっております。雨が降るとここ（堤防）まで水が溜まってここ（その内側）が流れるところになりますので、ここが河川として有効に働く部分になります。</p>
奥村議長	<p>はい。恐らく質問の答えの趣旨として分かりにくいのですが、つまりは「暫定」改修断面であるという暫定とついてはいますよね。</p> <p>それは長期的に見れば、ゆくゆくは断面をもっと大きくして水をたくさん流して洪水を起きにくくするというのも今後考えられるのではないかと思うが、今の段階ではこれまでの実績を見ながら、このぐらいの水を流せる断面で改修は一応済んでいるというイメージですかね。</p> <p>ですので、工事中であるというわけでもないし、見直すというのが近々にあるわけでもないというご回答ですので、県としては他の河川に比べて危険性があるという風に認識しているわけではありませんという趣旨の答えなのだろうと思います。</p>
大條委員	はい、議長
奥村議長	どうぞ。

大條委員	<p>私の質問の趣旨ですが、東根川の左岸の方で令和元年 10 月の台風があり、その部分（左岸側）について溢流したので、県が川底を低くして堤防を高くするという改修をしたが、それで溢流は防げるのかということと、だて支援学校は堤防の高さまで擁壁を作って囲んでいるので水害があってもいいような形で作られている一方で、その北側の大館地区、道城場地区については、前述した台風（19 号）の時に水が上がったという経緯があり、その辺について心配だったのでこの質問をさせていただきました。</p> <p>回答としては、河川改修は県発注の工事のため詳細については不明であるということになるのかと思いますが、やはり心配が残る箇所です。</p> <p>前述のとおり、だて支援学校については水害対策工事されているので大丈夫かと思うのですが、その北側の新しい住宅街に水が上がらないのか心配なので、分かる範囲で答えていただければと思います。</p>
奥村議長	はい、議長
事務局（課長）	<p>はい、どうぞ。</p> <p>今回この黄色の住宅が建ったところなのですが、令和元年の台風時にはですね足元がくぐるくらいの水が来ているという状況があったようです。</p> <p>ハザードマップでもこの区域自体は浸水区域には設定されております。（お住まいの方々も）浸水区域であることをご理解いただいているものと考えております。</p>
大條委員	はい、議長
奥村議長	はい、どうぞ
大條委員	堤防のかさ上げはどの程度やったのか分かれば教えていただきたいです。
事務局（課長）	詳細については承知しておりません。
大條委員	益子委員は県の土木部に在籍されたとお伺いしていますが、詳細について把握されておりますでしょうか。

益子委員	はい、議長
奥村議長	はい、どうぞ
益子委員	<p>詳しいかさ上げ、具体的な値や、どんな改修をやったかなどは私の方でも把握はしてございませんでした申し訳ありません。ただし、今の話を聞くと、かさ上げされているということは令和元年の台風による、浸水状況を確認してということなので、同程度レベルの降雨量に対しては、(ある程度) 県で考えているではと思います。</p>
大條委員	はい、わかりました。
奥村議長	<p>はい。そのほか、ございますか。 よろしいでしょうか。 それでは、これで議案第1号について審議を終了しまして、引き続き、採決に入りたいと思います。 議案第1号について、当審議会として、了承することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、との声あり)</p>
奥村議長	<p>それでは、異議なしと認め、議案第1号について、審議会として了承することとします。 採決が終了しましたので、答申内容について確認したいと思います。事務局お願いします。</p> <p>(事務局で答申書(案)を配布)</p> <p>ただ今、事務局で配布しました答申書(案)のとおり答申することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、との声あり)</p> <p>それでは、答申書については、審議会終了後、私から提出することと</p>

<p>【閉会】 奥村議長</p>	<p>します。以上で議事を終了します。</p> <p>本日の案件はすべて終了いたしました。 これをもちまして、第28回伊達市都市計画審議会を終了いたします。 ありがとうございました。</p> <p>15:00 終了</p>
----------------------	---